

1 令和7年度目標の設定について

令和7年度の計画 315億円【令和6年度末 未収金 残高見込 357億円（+42億円）】

現年度分	107億円【	”	124億円（+17億円）】
過年度分	208億円【	”	233億円（+25億円）】

令和6年度の決算見込未収金残高も踏まえ、以下のとおり目標を設定して未収金対策に取り組んでいく。

なお、目標の設定は各所属から提出のあった資料をもとに行っている。



令和7年度 未収金残高目標 342億円【令和7年度の計画 315億円（+27億円）】

現年度分目標	114億円【	”	107億円（+7億円）】
過年度分目標	228億円【	”	208億円（+20億円）】

●主な要因について

現年度分

国民健康保険料において、令和4年度以降に2年連続の保険料の増額改定（令和5年度約10%、令和6年度約11%）の影響により、令和7年度においても高水準の調定額を見込む一方で、物価高騰が継続していることなどを踏まえ、徴収率を下方修正したことなどによるもの。

過年度分

国民健康保険料において、2年連続の保険料増額改定の影響などにより、令和7年度の過年度調定が増額となっていることや、令和6年度に大幅な未収金残高の圧縮を見込んでいた、生活保護法指定医療機関等返還金、老人福祉施設整備資金貸付金償還金及び国民健康保険給付費返還金に係る案件が継続することとなったため。

2 未収金残高目標

※令和7年度未収金残高目標主要債権別一覧を別冊に掲載（P11）

※令和7年度未収金残高目標その他主要債権別一覧を別冊に掲載（P12）

※令和7年度未収金残高目標所属別一覧を別冊に掲載（P13）

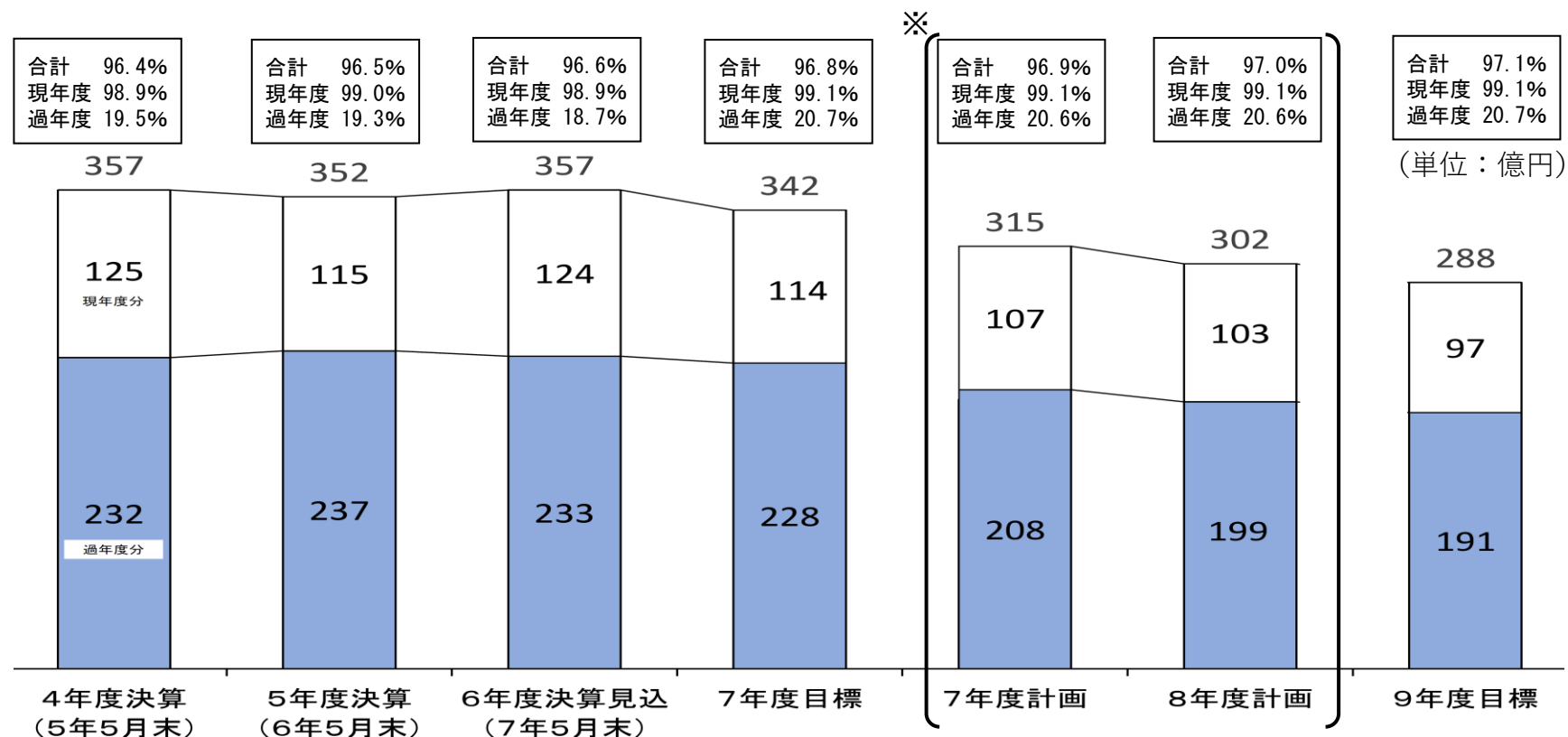
(参考) 令和8年度の計画について

全市的な未収金対策は、令和8年度以降も継続して取り組む必要がある。令和8年度においては、令和6年3月に策定された「新・市政改革プラン」の期間（令和6～9年度）に合わせて設定した「中期目標」達成に向けて、未収金対策に取り組んでいく。

中期目標設定時点での令和8年度の計画

	302億円【令和7年度末 未収金残高 設定目標 342億円（▲40億円）】
現年度分	103億円【 114億円（▲11億円）】
過年度分	199億円【 228億円（▲29億円）】

○ 徴収率及び未収金残高の推移



※令和7年度・8年度計画については、「新・市政改革プラン」で9年度目標を設定しているので、その期間に合わせて想定したもの

2 令和7年度目標達成のための重点取組事項

- (1) 強制徴収できる公債権については、財産調査（給与・預金等）を強化し、納付能力があるすべての滞納者に対して滞納処分を徹底。市債権回収対策室においても、研修等を通して、所属の徴収事務担当者育成や、進捗が特に停滞している債権への進捗管理を支援
- (2) 私債権及び強制徴収できない公債権については、預金、給与収入等を有するなど納付能力がある滞納者に対して、支払督促をはじめとする厳正な法的手続きを実施。安易な分割納付は避け、履行延期の特約の締結など、法律に基づく適正な債権管理を実施。市債権回収対策室においても、法律相談等を通して、所属の法的手続きを支援
- (3) 私債権及び強制徴収できない公債権について、債務者の状況を精査し、回収不能な債権については、債権放棄をはじめとする適正な未収債権の整理を実施

（本市においては、次の場合などで債権放棄を実施する。）

○私債権

- ・ 消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者に差し押さえることができる財産がないため
- ・ 消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者についてその所在が不明であるため
- ・ 消滅時効の期間が経過しており、かつ、債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められるため

○私債権、強制徴収できない公債権共通

- ・ 債務者が破産免責決定を受けており、当該債務を弁済することができる見込みがないため
- ・ 債務者が死亡し法定相続人が存在せず（相続人全員が相続放棄した場合を含む）、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

- (4) 令和7年度中に時効を迎える債権については、債務者が行方不明の場合は所在調査に努めるとともに、債務承認書の取得など、時効更新のため最大限の取組を実施。時効更新を行えない場合は、財産調査に基づき、滞納処分の停止又は徴収停止を実施
- (5) インターネット専業銀行による口座振替可能債権の拡充や多様な納付環境の整備等による納期内納付促進の取組によって新規未収金の発生を抑制
- (6) 強制徴収公債権については、預貯金照会電子化サービス等を活用し、スピード感のある財産調査の実施・検討を継続

3 消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について

令和7年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権について、各債権所管所属において、時効更新のため最大限取組を実施するとともに、市債権回収対策室においても、滞納者一人あたりの滞納金額が10万円以上の債権について、滞納者数・金額の把握及び対応状況の追跡調査を実施し、進捗管理を徹底する。

4 重複滞納者に対する取組の推進

国民健康保険料、市税、介護保険料、保育所保育料、児童福祉施設徴収金の5種類の強制徴収できる公債権について、市債権回収対策室において、名寄せ作業を行うので、各債権所管所属は、市税の処理情報を活用し、早期処理を図る。

また、市債権回収対策室においては、令和7年度も徴収目標等を設定し、重複滞納案件（国民健康保険料と市税の重複）を引継ぎ、取組を推進する。